平成２７年（フ）第４０５１号
東京都品川区西中延１丁目７－９－207
破産者　板垣　恒子
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０６１号
東京都豊島区南長崎５丁目12―11
破産者　目崎　一
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０６９号
神奈川県川崎市高津区二子２丁目10―12―103
破産者　森田　敦美
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１８５号
東京都北区赤羽北１丁目14―９
破産者　加田　雄二
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１８９号
東京都豊島区池袋本町２丁目32―10―102
破産者　田村　芳章
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２２７号
東京都大田区南六郷３丁目18―１―410
破産者　金子満佐志（旧姓山村）
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２６７号
東京都文京区向丘２丁目16―２―802
破産者　牧野　大吾
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２７０号
東京都杉並区高円寺南３－12―13―102、住民票上の住所東京都町田市鶴間1680―１－702
破産者　嶋崎　寛之
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３３８号
埼玉県さいたま市南区大字太田窪2215―２－305
破産者　西川　友浩
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３８３号
東京都江戸川区南小岩６丁目28―16
破産者　小此木ユミ子
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５０５号
東京都文京区本郷１丁目４番４号８－１
破産者　有限会社テラオカコミュニケーションズ
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６０８号
神奈川県藤沢市辻堂西海岸２丁目８－６－507
破産者　高橋　香織
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６１８号
埼玉県川口市柳崎１丁目１番５号
破産者　株式会社ヨシハラクリエート
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７１０号
東京都杉並区高円寺北４丁目16－５　岡崎方
破産者　佐久間清次
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４８３２号
東京都港区北青山３丁目12番７号　カプリース青山701号
破産者　有限会社ヴォルテックス
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４８３３号
東京都足立区中川４丁目24―４―102
破産者　北村　良彦
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４８７３号
茨城県取手市藤代356―15
破産者　鈴木　明
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４９２１号
東京都江戸川区松江７丁目21―15、住民票上の住所東京都江戸川区西一之江３丁目３－16―106渋谷方
破産者　伊部　茂
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４９３７号
東京都港区南青山２丁目４番16号
破産者　株式会社エス・ピー・シーミュージック
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５０７０号
神奈川県相模原市中央区陽光台２丁目２番６号　サンハイツ陽光台ＰＡＲＴ２
破産者　有限会社トレードマークコーポレーション
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５０７１号
東京都町田市木曽東１丁目18―13
破産者　沖山　美樹
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部